別紙３

令和８年流山市議会第３回定例会

委　員　長　報　告　書

流　山　市　議　会

総務委員会委員長報告書

令和８年１０月６日

総務委員会に付託されました議案１件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第６１号「令和８年度流山市一般会計補正予算（第３号）」について報告します。

本案は、歳入では、令和７年度決算の確定による繰越金や、本市が実施する物価高騰支援事業の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加などの補正を行い、歳出では、ふるさと緑の基金への積立、物価高騰支援事業２本、地域クラブ活動の拡大に要する経費などを追加するもので、既定の歳入歳出予算に、それぞれ５億７，７７２万８千円を追加し、総額を９０９億９，８３０万３千円とするものです。

また、本審査の過程において、議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

１　２点指摘し、反対の立場で討論する。

本補正予算は、物価高騰対策として種苗費及び動力光熱費補助並びに中小企業等物価高騰支援金１億２，６０９万３千円、地元の懸案事項だった東小学校前通学路道路拡幅整備事業７３８万９千円、また我々が求めてきた河川の維持補修１，５００万円、市営住宅改修工事４，１５４万７千円は、大変評価をしている。

しかし、債務負担行為補正の大幅な増加については大きな問題があり、財政の硬直化を含め将来的にも大きな課題になりかねないと捉えている。

まずジェトロ跡地を含めた江戸川台駅東口周辺地区再整備事業では、賃料が３０年間で１８億５，２４４万円だったものが、１７億２８０万円が増額となり約２倍になる。その背景には物価高騰以外にも、エレベーターの配置場所と増設、公共部分における利活用方法など、庁内で十分この施設の内容、近隣の公共施設の配置、今後の利活用との整合性が精査されていなかったことも原因の一つである。

我々は令和７年度流山市一般会計補正予算（第１号）にも「補正予算議案の債務負担行為で、１６億８，０００万円もの大きな金額で３０年にも及ぶ超長期の債務負担行為は、超まれな事案であり、建設までまだ一定期間があることから、賛成、反対の立場を超えて、いろいろ熟慮をすべき事

案」と指摘し反対したが、事業化までの拙速な着手が本事業の今後に暗い影を落としかねないと改めて指摘するものである。

また、地方交付税１６億７，８３７万３千円の大幅減額は大変憂慮している。本来なら、着手している全事業の見直しが求められ、とりわけ「市民要望はない」と市長が豪語し、今の整備内容で問題がなく、新たにＣＯ２を排出してまで再整備する通称「いざきロード」は凍結されるべき施策の代表例である。しかし２工区工事として流山おおたかの森駅周辺まちなみづくり事業債が追加され､国庫補助が１億２，５８６万９千円減額、地方債は１億１，２００万円から１億７，０９０万円へ５２．６％もの増額である。住民説明会では、道路再整備に関し道路標示や看板など様々な付随施設が要望され、経費増も想定されている。再整備しなければ全額不要であり、即刻中止、少なくとも現下の物価大幅高騰下では凍結すべきだと指摘する。

２　２点要望し、賛成の立場で討論する。

本補正予算は、地方交付税の決定額に伴う歳入補正をはじめ、障害者支援、障害児通所支援、産後ケア事業、農業振興、物価高騰対策、中小企業支援、河川維持補修、市営住宅復旧など市民生活の安心・安全を確保するために必要な事業を適切に反映したものである。

特に、障害者の職場支援や障害児通所支援の追加、産後ケアの利用拡大など現場のニーズに応じた補正予算措置は市民の福祉向上に直結する重要な取組であり評価する。また、河川の維持補修や市営住宅の復旧など安全対策に関しても、生活基盤の維持に不可欠である。以上の点から、本補正予算は市民生活の安定と地域課題への対応を図るため必要なものであり、妥当な内容であると判断する。

次に、江戸川台駅東口周辺地区再整備事業に係る債務負担行為追加設定については、江戸川台駅前出張所や北部地域包括支援センター等を集約するとともに、子育て支援、防災、地域交流、にぎわい創出など、江戸川台駅東口周辺の活性化に資する重要な事業であり、その必要性については十分理解するところである。

一方、今回示された公共負担額は、公募時の３０年間約１９億１，４５８万円から約３３億６，７６１万円へと、約１４億５，２８０万円増加するものであり、約７６％もの大幅な増額となっている。建築資材や人件費等の高騰、金利上昇、さらにはエレベーターやバリアフリー設備など必要な機能の追加については一定の理解はするが、本事業はそもそも民間を活用し、質の高い公共サービスとともに、財政負担の縮減を目指し

て進めてきた公民連携事業である。さらに、今回のプロポーザルへの応募が１グループのみであったことを考えれば、価格の妥当性や競争性については、通常以上に慎重な検証が求められる。

また、３０年間という長期の債務負担行為である以上、今回の判断は現在の市民だけではなく、将来世代にも財政負担を求めるものであり、今後の事業契約に当たっては、建築費、維持管理費、金利等の積算根拠を十分に精査するとともに、物価や金利の変動によって安易に市の負担が増加することのないよう、明確なリスク分担と負担増加を抑制する仕組みを契約に盛り込むことを強く求める。

あわせて、事業費及び３０年間の総公共負担額について議会への継続的な報告を行い、透明性を確保するとともに、今後さらに大幅な負担増が生じる場合には、事業内容や契約条件そのものを改めて検証することを求め、本事業が江戸川台地域の将来に真に資する施設となることを求める。

がありました。

採決の結果、３対１をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

教育福祉委員会委員長報告書

令和８年１０月６日

教育福祉委員会に付託されました議案３件、陳情６件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第１４号「「公開性を重んじた本来の教育委員会会議の運営」を求める陳情書」について報告します。

本件は、教育委員会会議が形骸化・形式化し公開性が欠如していることから、公開性を重んじた本来の教育委員会会議の運営を求めるものです。

初めに、当局より、

「会議の形骸化」について、教育委員会会議では、流山市教育委員会組織規則第４条各号に規定されている議決事項について審議するほか各種の報告を行っていますが、議決事項は教育行政の基本方針の策定、規則の制定、市議会の議決を要する案件の市長への意見申出など、教育委員会の中でも特に重要な案件を取り扱っています。

その審議過程において、事前の説明や情報の不足による審議の停滞や内容が希薄になることからの形骸化は避けるべきと考え、議案等に対する教育委員の知見を深め、かつ、事務局と協議をする場や率直な意見交換をする場が必要と考え、令和６年４月から、案件に応じて教育委員会会議後に、教育委員会委員協議会を実施して、基本方針の策定、規則の制定、市議会の議決を要する案件についてなどは、教育委員会会議での議決を行う前の月までを目安に、「概要の説明、素案の説明」といった形で議題として扱い、これまで以上に教育委員の積極的な関わりができるような体制を構築しています。

今回の議案第３７号に関連する内容では、教育委員会委員協議会において令和６年度は計８回、令和７年度は計４回にわたり、幼児教育の推進をはじめ、幼保小連携などについて幅広く協議が行われてきており、陳情書に記載の附属幼稚園の廃園に関する要望書についても、協議をしてきています。協議会での協議・議論というのは、いわゆる「政策形成に至る過程」の部分であるという認識をしています。

次に、「会議の公開性」のうち、まず「議会名（議案のタイトル）」については、令和７年度までは、教育委員会会議の招集に当たり、議会の議決を要する案件についても、他の議決を要する案件と同様に、条例案等の具体的な議案名を招集告示や市ホームページにおいて公表していました。しかし、市議会への議案の上程は、市議会の招集日に市長からなされるものであり、正式な議案の上程前に議案名を公表することが適切なのか、教育委員会事務局において、法的な観点や他の地方公共団体における取扱いについて、昨年度から調査・研究をした結果、正式な市議会への議案の上程前に、教育委員会会議において議案名を先に公表してしまうことは、「議会軽視」との疑念を持たれてしまう懸念が高いと考え、令和８年度からは、具体的な議案名ではなく、「令和〇年流山市議会第〇回定例会の議案に対する意見申出について」とするよう運用を改めました。

次に、「会議当日の公開／非公開」については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定を受け、流山市教育委員会会議規則第１３条（会議の公開等）において、より具体的な公開・非公開の取扱いを規定しています。今回の議案第３７号に係る意見申出についての議案を、令和８年流山市教育委員会会議第５回定例会へ上程した際、議長である教育長から、教育委員へお諮りした際、委員より非公開とすることについて御異議が無かったことから、非公開による審議を行ったものです。なお、この運用については、今回の議案第３７号に関して、特別に非公開と運用を変更したわけではなく、市長への意見申出案件については、これまでも公開、非公開について、教育委員会会議において教育委員へお諮りの上で、決定してきており、運用について一切変更していません。

最後に、「教育委員会会議の会議録の公開」については、教育委員会会議規則に基づいて非公開案件とした、市長への意見申出案件に係る議案について、令和７年度までは、「〇〇課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。」など、会議録における議事内容には議事の詳細のやり取りを書くことはせずに簡略化し、その議事のやり取り内容は記載していませんでした。このことについても、他自治体の会議録の公開状況等を昨年度調査・研究した結果、事務局において「市長への意見申出案件に係る議案については、議案が市議会に提出され、既に公開され

ている内容となった時期であれば、当該審議内容を非公開とする特別の理由はない」という結論のもと、令和８年度から、市長への意見申出案件に係る教育委員会会議の議事についても、他の公開議案と同様に、教育委員の発言内容についても教育委員会会議にお諮りして、承認後に公開するように改善を図るなど、教育委員会会議の公開性については、むしろこれまで以上により図られるよう努めているところです。

最後に、流山市教育委員会として現行の法律や規則に則った形式で最大限の公開性を帯びたものであると、認識しています。

今後も教育委員会会議の活性化、適切な運用はもとより、教育委員会会議の公開性にも引き続き努めていきます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　１点要望し、不採択の立場で討論する。

陳情書には会議の形骸化とあるが、執行部側は令和６年度から委員協議会を開催し、教育委員との情報交換、教育委員の知識知見の向上に向け、また教育委員の率直な意見交換の場として委員協議会を開催しており、教育委員からも好意的な受け止めをいただいているとのことである。委員協議会自体は「合意形成」の場でなく、あくまでも議案審査において、前月までを目途に説明の上、協議・議論を行っている点は一定の評価に値する。

次に、教育委員会会議の公開性については、法律や他自治体の事例を参照に、非公開となった会議の会議録の公開について、これまでの運用から改めて、我々市議会へ議案が上程されたあとで会議録について教育委員の発言も詳細に公開・公表している点、議案名についても、市議会への上程前に先に議案名が表示されることが無いよう配慮する改善を行った点も評価する。

教育委員会会議の公開又は非公開の扱いについて、いたずらに非公開としているのではなく、法律や教育委員会会議規則に基づいて適切に運用している点や、これまでも同じ運用であったということ、流山市に限らず、他自治体でも、同じような運用であり、流山市教育委員会がいたずらに会議の公開性を妨げているものではないと理解できた。しかし、協議会の協議内容を、教育委員会議においてできる範囲で発言いただくことを１点要望する。日々変化する学校・教育に係る様々な課題、環境

の変化等に関しても、今後も教育委員会会議の活性化や会議の適切な運用を求める。

２　１点指摘し、採択の立場で討論する。

教育委員会委員協議会を設け、教育委員が正式な教育委員会会議に先立って説明を受け、議案に関する知識や理解を深める現在の仕組みについては、教育委員会の機能を高める取組として評価する。また、市議会への議案上程前の内容について、一定期間非公開として取り扱う必要があることも理解する。したがって、教育委員会委員協議会が非公開であることや、教育委員会会議の時間が短いことのみをもって、直ちに教育委員会会議が形骸化していると判断するものではない。

一方で、今回の幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園条例案をめぐる経過を見ると、実質的な説明や意見交換が非公開で会議録のない教育委員会委員協議会で行われ、正式な教育委員会会議では、その議論の過程が十分に見えないまま議決されている。

教育委員会委員協議会で事前に説明を受け、理解を深めること自体に問題があるのではない。しかし、疑問点の解消や異論の調整、さらには実質的な合意形成まで協議会で完結し、正式な教育委員会会議が結論を確認するだけの場になるのであれば、市民や議会は、教育委員が何を考え、どのような議論を経て判断したのかを検証できない。

教育委員会委員協議会は、教育委員が事務局から十分な説明を受け、論点を把握する場とし、教育委員一人ひとりの疑問、異論、提案を含む実質的な議論と意思決定は、原則として正式な教育委員会会議で行い、会議録に残すべきである。

教育委員会は、それぞれ異なる知見を持つ教育委員が、様々な立場から意見を交わし、教育行政に関する重要な意思決定を行う機関である。「異論がなかった」、「了承された」という結果だけでは、十分な議論や合意形成が行われたのかを確認することはできない。どのような論点が示され、教育委員からどのような意見が出され、その意見が政策や議案にどう反映され、なぜ最終的な結論に至ったのか。その過程が市民に見えることが、教育行政への信頼につながる。

教育委員会委員協議会で十分な説明を行い、その上で、正式な教育委員会会議において実質的な議論と意思決定を行うこと。そして、その過程を会議録として市民に示すことが必要であると考える。

３　採択の立場で討論する。

今年度より非公開案件の質疑を、翌月の会議録に詳しく記載するよう改善したことは評価する。しかし、議案名を事前の議案に対する意見申出、という包括的な表記に変え、何が話されているか市民、議員に伏せる運用を行っていたことが、令和８年第２回定例会の弊害となったものである。５月の教育委員会会議で議案名が伏せられた結果、市民が幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園の条例を知ったのが、令和８年第２回定例会の開会日となり陳情の提出の締め切りは過ぎており、市民は陳情を提出する権利すら奪われた。事後の記録を充実させても、事前の議案名を隠して市民が意見を届ける機会を奪うというのは、公開性の向上ではなく事後報告主義への後退と考える。意思決定の過程をオープンにし、市民の知る権利と参加の機会を守るべきとの陳情趣旨に賛成する。

４　採択の立場で討論する。

教育委員会は、幼児教育、学校運営、いじめ問題への対応に加え、生涯学習など、こどもたちの未来と歴史に学び、過ちを繰り返さないよう、地域社会のより良い発展に直結する重要事項を決定する極めて重要な機関である。また、議会や国会、市長執行部と異なり、誰一人取り残さない包容力を有し、公平公正で、権力者からの不当な介入を許さない組織である。

だからこそ、地方教育行政法において、会議は原則公開と定められ、市長に対しても一定の義務を求めている。これは教育行政が住民の信頼と対話の上に成り立つべきであるという戦後一貫して守られてきた民主主義の根幹を示すものである。

ところが実態はどうか、重要な方針決定がなされる場でありながら、突如として非公開の協議会に切り替えられる、傍聴が制限されるなど、閉鎖的な運営が時のトップの判断で導入されているとの懸念が、市民の方から示されている。

本陳情はまさにこうした状況を危惧し、法本来の趣旨に立ち返った「開かれた教育行政」を求める切実な声である。隠された場所での決定は、無用な不信感を生むだけにとどまらず、本市教育界への信頼を大きく揺るがすものとなりかねない。徹底した公開性と透明性の確保こそが、公正で質の高い教育環境を作る第一歩になる。

がありました。

採決の結果、４対２をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第１５号「「流山市幼児教育支援センター附属幼稚園の園児募集を速やかに行うこと」を求める陳情書」について報告します。

本件は、１、執行部内で公設施設（学校や幼稚園等）の運営に何らかの変更をする時の手順を明確にすること及び、市民へ提示できるように記録を残すこと、２、本来の予定に少しでも近い日程で速やかに募集を再開し、最速最短のスケジュールで積極的かつ広域の周知・広報対応に努めることを求めるものです。

初めに、当局より、

議案第３７号「流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」が、令和８年流山市議会第２回定例会において、閉会中の継続審査となることが決定しましたため、本議案が継続審査となっている現時点では、令和９年４月に入園する新年度園児募集の告知について、市議会の審議結果を踏まえ、改めて公表する予定とさせていただきました。

陳情事項の第１項については、令和８年８月１９日の教育福祉常任委員会において説明させていただきましたが、園児の募集については、流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例施行規則第１０条により、毎年、教育委員会が定めることとしています。また、幼児教育支援センター附属幼稚園の幼児募集要領については、流山市教育委員会組織規則第８条で教育長の専決事項に定められております。教育委員会としては、幼児教育支援センター附属幼稚園の廃園議案が第２回定例会において継続審査となっていることから、審議途中である現時点においては、運営方針が未決定の中で入園希望園児及び入園希望家庭を不安定な立場に置くことがないよう、配慮しなければならないものと考えていることから、規則に基づき、教育委員会の判断として、令和９年４月に入園する新年度園児募集の告知を保留としているものです。

陳情事項の第２項については、議会の審議結果が出ましたら、議会の決定事項に基づいた令和９年４月に入園する新年度園児募集の告知を市ホームページ及び広報ながれやまで行い、必要な事務を速やかに進めていくべきと考えています。

第３回定例会の閉会日である１０月６日の審議結果に基づき、令和９年４月に入園する新年度園児募集の告知を速やかに市ホームページに掲載するとともに、閉会日後、特別号を除き直近で発行される１０月２１日号の広報ながれやまにも掲載し、公表します。

との意見がありました。

また、本審査の過程において議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

園児募集の告知の保留は、幼児教育支援センター附属幼稚園を利用しようとする親子の選択や生活に直接影響する重大な運営上の変更である。それにもかかわらず、誰が、いつ、どのような根拠と手続で決定したのかを検証できる記録が残されていないことは、行政運営の透明性という点で看過できない。

公設施設の運営に関する重要な変更については、意思決定の手順を明確にし、その経過を記録として残す必要がある。

廃園条例案が議会に提出されている以上、告知後に４歳児が入園できなくなる可能性があることは否定できない。しかし、その可能性や今後の手続をあらかじめ丁寧に説明した上で、入園希望者を募集する告知をするという対応もできたはずである。

廃園条例案について、議会としての結論が出ていない段階で、執行部の判断により５歳児募集そのものを保留することは、市民の選択肢を奪うとともに、議会の審査に先立って廃園を事実上進めることにもなりかねない。

園児募集の告知についても、廃園条例案の審査状況と、議決の結果によっては入園できない可能性があることを明示した上で、速やかに再開すべきと考える。

２　不採択の立場で討論する。

第１項については、公設施設の運営変更や見直しは、既に法律や本市条例に基づき、教育委員会での議論など適正な手順に沿って行われている。

第２項については、現在、幼稚園を廃園するかどうかを決める条例案を、慎重を期して「継続審査」としており、園の未来が決まっていない

タイミングで、陳情のとおりに見切り発車で園児を募集することは大きな問題を引き起こす。

もし、最速で募集を行い入園手続きを進めても、その後に議会が廃園を決定した場合、そのこどもたちは卒園を待たずに転園という事態に直面し、子育て世帯を振り回し、行政と議会への信頼を完全に失墜させてしまう。

３　採択の立場で討論する。

５歳児の募集告知は、議案の可否に関わらず行う予定であったとの答弁であったが、それにも関わらず、議会の継続審査を理由に元々告知するはずだったものを見送るという判断は、全く筋道が通っていない。また、継続審査になった場合、募集は行わないという方針は、結果として後からの判断であって、その決定プロセスが確認できないなど、行政手続としては不健全である。

教育委員会して告知すると混乱を招くとの判断ということであるが、実際には保護者に説明がないまま募集が保留となったことで、入園を心待ちにされていた御家族や在園児の保護者の皆様にかえって大きな不安や戸惑いを与えた。

決定スケジュールの明確化と記録の作成、そして速やかな募集再開と丁寧な周知を求める本陳情は妥当なものである。

４　採択の立場で討論する。

議案第３７号が継続審査になったことを理由として、令和９年度の園児募集の告知を保留にしている。しかし、議案第３７号が継続審査中ということは、法的に、現在有効なのは現行条例である。議案が可決しない限りは、現行条例どおりに園児募集を実行していかなければならない。市長・教育長に、「保留する」などという自由な権限はない。複数の弁護士に確認済みである。

しかも、どのようなプロセスを経て募集保留という行政決定に至ったのかも不明である。教育委員会会議が開かれず、募集保留の正式決定文書、決裁文書、根拠規則、要綱、教育委員会資料も存在しない。なんでもありの姿勢に変貌してしまった流山市教育委員会に対する市民・保護者からの不信感を払しょくするために採択とする。

がありました。

採決の結果、４対２をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、議案第３７号「流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は、令和９年度末をもって流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を廃止する内容です。

なお、本件は第２回定例会において本委員会に付託され、さらに調査、研究する必要があったことから、閉会中の継続審査となったものであります。

閉会中は、審査のため、７月中に３回、８月中に３回の計６回の委員会を開催し、８月７日の委員会では、３人の参考人を招致して意見聴取を行いました。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

園児数が減少している現在の幼児教育支援センター附属幼稚園をそのままの形で存続させることが望ましいとは考えていない。

また、幼児教育支援センターの機能を強化し、私立幼稚園や保育所等と連携しながら、市全体で幼児教育や支援の充実を図っていくという今後の方向性については、評価している。

一方で、これまでの審査や参考人からの意見を伺う中で、配慮や支援を必要とするこどもも、そうでないこどもも共に育つ環境を私立幼稚園等との連携の中でどこまで実現できるのか、また、就園に困難を抱えるこどもや保護者を確実に支えることができるのかについては、もう少し時間をかけて、その実効性を確認する必要があると考えた。

新しい体制が実際に機能し、すべてのこどもたちの幼児教育の機会が保障されることを確認した上で、公立幼稚園のあり方を判断しても遅くはないと考える。

一度廃止すれば容易に元に戻すことのできない公立幼稚園について、公立幼稚園がこれまで担ってきた役割が、新しい体制で引き継げるのかどうかを確認することが難しい現時点で廃園を決定することには賛成できない。

２　反対の立場で討論する。

幼児教育支援センターが進めてきた幼保小連携の取組は高く評価する。その上で、教育を重んじる公立私立双方の幼稚園や認定こども園の

魅力について、多様な学びの選択肢として市がもっと積極的に発信していくべきである。

また、莫大な改修費を理由にあきらめるのではなく、現在の園児規模であればパーティションによる教室の仕切りや既存スペース活用など、現場の工夫次第で初期費用を殆どかけずに、３年保育やこども園化の試験的な運営が十分にできると考える。

現段階において、公立幼稚園が要配慮児を含めた福祉教育のセーフティネットとして機能している以上、園児数を増やす十分な努力もないまま切り捨てることには慎重になるべきである。そうした可能性を検証するプロセスを怠ったまま、廃園を決めることには賛同できない。

３　４点要望し、賛成の立場で討論する。

幼児教育支援センター附属幼稚園では、現在の職員の方々がしっかりと幼児教育していただいていることに感謝申し上げる。しかし、園児数の減少が続き、令和８年度は在籍１２人、うち４歳児４人という状況にある。幼児教育においては、同年代のこども同士が関わり、集団の中で遊び、学び、育ち合う環境が望まれる。

現在実施していることもあるが、私立幼稚園に入園する要配慮児への支援を更に充実して市全体として行うこと、行き場のないこどもを生じさせないこと、相談窓口の質の向上など幼児教育支援センターの機能強化を実現すること、各種周知についてしっかり行い、議会の厳しい意見、例えば市民への対応などしっかりと受け止めること、以上４点要望する。

こども達の育ちを第一に考えれば、現状をそのまま維持するのではなく、幼児教育支援センターを中核として、私立幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、療育機関等と連携し、市全体でこどもたちを支える体制へ転換していく必要がある。

４　反対の立場で討論する。

執行部では、流山市幼児教育推進に係る体制の強化に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、各種施策の充実に取り組んできた。また、私立幼稚園で配慮が必要なこども達の受け入れ態勢も強化されており、関係者に深く敬意を表するものである。

ただ、本議案審査を通じ、新たな施策の効果検証や課題の抽出及び分析等に要する時間が必要であると捉えており、このような状況下で、幼児教育支援センター附属幼稚園を廃園することは時期尚早と考える。

５　反対の立場で討論する。

市内唯一の公立幼稚園である幼児教育支援センター附属幼稚園は、幼児教育の先導的な教育実践の場であると同時に、こどもの特性や、特別な支援を必要とするこどもも含めて全てのこども達を受け入れる公のセーフティネットとして重大な役割を担ってきた。

利益や効率性にとらわれず、全ての市民に等しく、質の高い幼児教育を保障する拠点そのものを廃止することは、市の責任放棄だと言わざるを得ない。これまでも、保護者や市民から、存続や廃園方針見直しを求める陳情が２度、議会に提出され、どちらも採択されている。

多くの関係者が廃園には納得していない状況において、これ以上、廃園を進めるべきではない。今、求められているのは、市内唯一の公立幼稚園の価値を再評価し、これからの幼児教育環境をどう充実させるかの議論を尽くすことである。

がありました。

採決の結果、２対４をもって、否決すべきものと決定しました。

次に、陳情第１７号「流山市における小中学校給食費完全無償化に向けた千葉県および国への財政支援を求める意見書提出を求める陳情書」について報告します。

本件は、千葉県および国に対して「流山市における小中学校給食費完全無償化に向けた千葉県および国への財政支援を求める意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

第１項については、小学校の給食費については、今年度から国による学校給食費の負担軽減が開始されておりますが、食材価格の高騰が続く中で、学校給食の質・量・提供回数を維持するため、年額４，９５０円の負担を保護者にお願いしております。また、中学校の給食費については、今年度の保護者負担額を昨年度と同額に据え置いたほか、千葉県の事業である第３子以降無償化について継続して実施しておりますが、今後も学校給食の質・量・提供回数を維持しながら、学校給食費の完全無

償化を実現するためには、国及び県によるさらなる財政支援が必要であると考えています。

第２項については、令和８年度の児童生徒数推計及び想定値では、本市の児童生徒数は引き続き増加傾向にあることから、国及び県による柔軟かつ重点的な財政支援が行われることは、大変重要であると考えます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

現在、千葉県内の多くの自治体で、小中学校の給食費無償化が進む一方、本市では県内で唯一、小学校の給食費において、年度末に年間４，９５０円の追加負担を保護者に求めている。また、中学校の完全無償化についても、市単独の限られた財源だけでは恒久的な実施が極めて困難である。

本来、義務教育期間中の給食費は、住む地域に関わらず、等しく無償であるべきであり、一自治体のやりくりだけに頼ることは限界がある。だからこそ、国や千葉県が全額を負担する制度を設計し、地方自治体へ安定的な財政支援を行うことが不可欠である。国・県へ強く財政支援を求めるべきであると訴える。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第１２号「「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。

本件は、政府及び関係行政官庁に対して「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

義務教育費国庫負担制度は、公立小中学校等の教職員給与の一部を国が負担する制度で、平成１７年度までは国が２分の１を負担していましたが、平成１８年度からは、国が３分の１、県が３分の２を負担することとなりました。国は、日本国憲法・教育基本法の定めにより、国民に対して、義務教育費無償の原則を実質的に保障しなければなりません。そして、義務教育制度の根幹である「機会均等・教育水準の確保・無償制」は国が果たす役割です。都道府県は規模・財政状況とも大きく異な

るので、教職員の配置基準や給与水準に不均衡が生じ、教育の機会均等と教育水準の確保ができなくなることも考えられることから、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることは、流山市の教育のためにも大切なことです。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第１３号「「国における２０２７年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書」について報告します。

本件は、政府及び関係行政官庁に対して「国における２０２７年度教育予算拡充に関する意見書」の提出を求めるものです。

初めに、当局より、

こどもたちの確かな成長を支え、夢と希望を抱きながら、自信をもって生きるこどもたちを育てることが教育の命題であり、この命題に向けて、こどもたちをより良く育てることが、学校教育の使命です。学校教育の充実のためには、物的にも人的にも環境を整えることが大切であり、国に対しては、このための予算措置の拡充を是非お願いしたいと考えており、本陳情にある項目は、どれも重要であると認識しています。

との意見がありました。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第１１号「放課後児童クラブ（学童保育）における長期休業時の利用制度拡充および公的支援の推進に関する陳情書」について報告します。

本件は、１、長期休業期間（夏休み・春休み・冬休み）における公設学童保育の短期利用制度を創設すること、２、長期休業中の昼食（お弁当配送等）の公的サポートを導入すること、３、公設学童の定員拡大および民間利用世帯への経済的支援を検討することを求めるものです。

初めに、当局より、

児童数の増加及び学童保育需要の増加により、年々学童入所者数が増加しており、専用施設の定員を超過している状況が続いている中、年度当初から利用を希望する申請者全員を受け入れるために、１２月の入所申請期間後、学校と協議を行い、空き教室や教室共用により施設を確保

するとともに、学童クラブ運営を行っている指定管理者にも尽力いただき、人員確保等学童クラブ運営体制を整備し、４月１日時点での待機児童をゼロとしているところです。

なお、当初入所申請期間終了後も、随時、入所申請は受け付けており、入所を希望する前月の１０日までに申請いただき、施設に空きがあれば受け入れを行っています。また、退所届は各指定管理者によって提出期限は異なるものの、随時受け付けています。

第１項については、現状として、随時入所の申請は受け付けていることから、学校の長期休業に合わせて入所申請及び退所手続きは制度上可能ですが、施設に空きがない場合は待機となり、希望時期の入所が確約できない形となっています。長期休業期間中の学童利用のニーズが高いことは認識していますが、先に述べたとおり、年度当初の利用希望者に合わせて運営体制を整備しており、追加で申込枠を設けることは、施設や人員確保の観点から困難な状況となっています。

第２項については、「流山市学童クラブの指定管理者の業務等に関する仕様書」において、「注文弁当の提供体制を整え、長期休み等昼食が必要な際は実施すること」と定めており、各指定管理者において保護者の弁当作成負担の軽減を図っています。

第３項については、先に述べたように、年度当初からの学童利用申請者全員を受け入れるために、施設面では学校と協議を行い、人員面では指定管理者に尽力を願い、定員拡大により年度当初の待機児童ゼロを実現しているところであり、さらに夏季休業期間の定員枠の増設を行うことは、現状課題があります。民間利用世帯への経済的支援については、待機児童対策として事業者へ補助金を交付し、保護者から徴収する利用料を一定額に抑えている他市の事例を確認しています。国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、児童福祉法第３４条の８第２項に基づき市町村に届出を行うことが義務付けられています。民間学童については、塾的な要素があるものなど多種多様となっており、本市において放課後児童健全育成事業の届出を行っている事業者は３事業者となっています。他市で事業者への補助金を交付している事例では、この届出を行い、市で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に適合している事業所であり、待機児童がいる、または発生の見込みがある小学校区であることが要件と

なっています。本市においては、年度当初の待機児童ゼロを実現していることから、民間学童への助成につきましては、現時点では考えていません。

との意見がありました。

また、本件については、項目別採決を希望するとの意見があり、項目別採決について諮ったところ、全会一致をもって項目別採決することに決定したことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

１　１点要望し、第１項及び第２項は採択、第３項は不採択の立場で討論する。

本市では、共働き世帯の働き方が多様化する中、夏休み等の長期休業期間における小学生の居場所確保に大きな課題が生じている。

今年度４校で実施された夏休みこども教室は、即定員に達する等高いニーズが示された。このニーズに応えるべく、夏休みに止まらず、冬休み、春休みもこども教室の開催を求める。

次に、４０日間に渡る毎日のお弁当作りは、保護者に重い負担である。柏市のようにオンライン注文決済できる配給システムの導入も視野に入れ、本市で既に着手している取組を全校的な公的サポートとして標準化させるべきである。

第３項は、民間学童クラブを利用する世帯の負担は大きいものの、４月時点での待機児童を出していない本市において、特定世帯への公費助成は公平性の観点からも慎重であるべきと考える。課題の解決は助成ではなく、こども教室などの公的インフラの拡充で図るべきと考える。

２　第１項及び第２項は採択、第３項は不採択の立場で討論する。

まず、第１項について、長期休業中だけこどもの居場所を必要とする家庭があり、その需要に応える必要があるという問題意識に賛同する。

学童クラブに長期休業期間だけの専用枠を設けることには、場所や支援員の確保などの課題がある。一方、本市が今年度実施した、就労要件を問わない夏休みこども教室は、短期間で定員に達した。その実施結果を検証し、実施校や定員、日数を拡大するとともに、春休みや冬休みにも実施する長期休業中のこども教室へ発展させる必要があると考える。

第２項について、本市では、長期休業中の昼食提供が既に行われている。本陳情は、弁当代の公費負担ではなく、事業者と連携した注文や配

送等の仕組みづくりを求めるものと捉えている。既存の取組をより利用しやすくし、保護者の負担軽減につなげることに賛同する。

第３項について、本市は、４月時点で待機児童を出さないよう、申込者数に応じて場所と支援員を確保している。４月以降に公設学童に入れなかったために民間学童を利用している世帯と、サービス内容を選んで民間学童を利用している世帯との違いは、十分に把握されていない。

まずは民間学童の利用実態を把握し、公設学童利用世帯との公平性や助成対象となる施設の基準を整理することが必要である。現時点で、公設学童の定員拡大と民間学童利用世帯への経済的支援を一体として求める第３項には反対する。

３　第１項及び第３項は不採択、第２項は採択の立場で討論する。

本陳情が求める、長期休業期間におけるこどもの居場所の確保や保護者の負担軽減については、必要性を強く感じている。

子育て支援は未就学児までで終わるものではなく、小学生以降も、こどもが安全に過ごせ、保護者が安心して働ける環境を整えることは重要である。一方で、陳情の具体的な手法については、市の学童クラブの運営状況を踏まえ、慎重に検討する必要があると考える。

まず、長期休業期間のみの公設学童の利用については、現在、学童クラブは通年利用の児童だけでも定員や人員体制に余裕がなく、短期利用の枠を単純に追加すれば現場の負担が増え、こどもの安全や保育の質に影響する可能性がある。既存の学童クラブだけに受け皿を求めるのではなく、夏休みこどもの居場所を増やしていくことも必要だと考える。

次に、長期休業中の昼食支援については、保護者の負担軽減という点から必要性を感じている。一方で、こどもの居場所事業の利用者数が少ない場合、少数の注文では配送を含めた事業としての費用対効果や継続性に課題があることも見えてきた。対象施設分を一括して発注・配送するなど継続可能な仕組みを検討すべきと考える。

次に、公設学童クラブの受け入れ能力拡充については、こども達を安全に見守るためには、単に定員を増やすだけではなく、それに見合った人員体制の確保が不可欠である。また、民間学童クラブへの助成について、公設を希望しても利用できず止むを得ず民間を利用している世帯がいるのであれば検討すべき課題と考えるが、対象施設や助成額、公設学

童クラブ利用者との公平性、財源などを調整した上で制度設計する必要がある。

既存学童クラブの体制強化、夏休みのこどもの居場所の拡大、新たなこどもの居場所づくりなど複数の方法を組み合わせ、家庭が必要な時に利用できる選択肢を増やしていくことが重要だと考える。

４　全ての項目に採択の立場で討論する。

本市は「母になるなら、流山市。」と掲げてきた市であり、「長期休業時のみ利用したい」という潜在的ニーズにも向き合うべきと考える。ただし、学童クラブは「生活の場」である以上、一時的な託児所のように利便性だけで利用されるべきではない、という懸念もあり、利便性のみを追求するのではなく、家庭と学童クラブが共にこどもを育てるという意識は、保護者も不可欠だと考える。また、一年を通して学童クラブを利用することで、支援員の安定勤務と継続的雇用につながること、技量を高めることにもつながる、という点も保護者には考えられたい。

夏休みの長期間、朝から晩まで家庭だけでこどもの安全と規則正しい生活を維持することは、現代の就労環境において限界がある。学童クラブが「生活の場」であるからこそ、生活リズムが崩れがちな長期休業中、公的支援を拡充して安全な居場所を提供することは、保護者の負担軽減だけでなく、こども達の安全のため、こどもの育ちを守るセーフティネットとして、大きな意義があると考える。

がありました。

採決の結果、第１項については４対２をもって採択すべきものとし、第２項については全会一致をもって採択すべきものとし、第３項については１対５をもって不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第６３号「令和７年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。

本案は、保険給付費等の増加により歳入歳出とも前年度を上回り、歳入総額１５５億８，５１６万１千円に対し、歳出総額１５２億４，５１６万５千円で、差引き３億３，９９９万６千円の実質収支額となり、地方自治法及び流山市介護保険介護給付費準備基金条例の規定に基づき２億６，０１４万１千円を同基金に積み立てた、令和７年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　１点要望し、賛成の立場で討論する。

令和７年度は、いわゆる「団塊の世代」が全て７５歳以上の後期高齢者となり、介護ニーズが一段と高まった極めて重要な局面であった。このような状況下において、本会計決算は、財政の健全性を維持しつつ、各種施策が適正かつ効率的に執行されたものと評価する。

特に、本市が推進する「地域包括ケアシステム」の深化や、総合事業を通じた介護予防・日常生活支援の充実は、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための確かな基盤となった。限られた財源の中で、必要な給付を確実に届けつつ、機動的な予算執行が行われた点を強く支持する。

多職種連携での情報共有システムの推進に努めるなど、介護人材の確保にこれからも努力いただくことを強く要望する。

２　１点要望し、賛成の立場で討論する。

高齢者人口の増加に伴い介護給付費も増加しているが、必要な介護サービスを提供し、高齢者の生活を支えるための支出であることから、本決算については認定すべきものと考える。

その上で、介護予防や早期支援の取組については、利用人数や実施件数だけでなく、本人の生活や状態がどのように変化したのかという視点からも成果を確認し、次年度の事業改善につなげていただきたい。

高齢者ができる限り元気に、自分らしく地域で暮らし続けられる流山市に向けて、今後のさらなる取組に期待する。

３　１点要望し、反対の立場で討論する。

本市が独自の単独事業として、介護職員処遇改善を導入しケアマネジャーまで対象拡大するなど、現場と市民を支えるための努力を重ねてこられた点、そして単年度で終わらせることなく続けられていることについて評価する。さらに、介護に携わる職員全体に対象拡大をして、人材不足と言われる介護分野の底上げを図るよう求める。

反対の理由は、自治体の努力を台無しにするような国の姿勢である。介護報酬の引き下げや、利用者負担の増大、保険外しの動きなど、国は介護崩壊を招きかねない改悪案しか打ち出せていない。要介護１と２の生活援助サービスなどの保険給付外しは、現場からの強い反発があったため見送った。しかし、ケアプランの有料化については、住宅型有料老人ホーム入居者を対象に、利用者負担導入を法改正で強行した。介護サ

ービス利用料２割負担の対象拡大は、２０２７年度実施に向けた検討が続けられているが、現行の１割負担の基準をどこまで下げて拡大するのか、という議論に加え、預貯金等を利用者負担割合の決定要件に一部追加することまで示すなど、高齢者の老後の蓄えまで狙い撃ちにする国の姿勢は到底容認できない。

介護保険はもともと、要支援・要介護と認定され、保険料・利用料を負担する全ての人に公的介護サービスを給付する仕組みであった。要介護認定で給付の必要を認められ、保険料・利用料を払っているのに施設に入れない、居宅サービスも受けられないという、まさに、制度の前提の大崩壊が進行している。国は、制度の立て直しと大幅な国庫負担の引き上げを今こそ実行するべきだと強く指摘する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第６２号「令和８年度流山市介護保険特別会計補正予算（第２号）」について報告します。

本案は、令和７年度決算額の確定に伴い、歳入では追加交付が見込まれる国庫支出金及び県支出金や、繰越金を増額し、歳出では国庫支出金等の過年度分返還金の増額補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ７，１９６万１千円を増額し、予算総額１６０億５，６９９万１千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、原案のとおり全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上

市民経済委員会委員長報告書

令和８年１０月６日

市民経済委員会に付託されました議案４件、請願１件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、請願第１号「地域経済を支える小規模事業者等へのインボイス制度の影響把握を求める請願書」について報告します。

本件は、流山市に、インボイス制度が市内の中小企業・小規模事業者・個人事業主・フリーランスに与えている影響について、流山商工会議所、関係団体と連携し実態把握に努め、把握した実態を踏まえ、小規模事業者等の事務負担・税負担・取引上の不利益の軽減に向け必要な支援策を検討し、国に対して「インボイス制度による小規模事業者等への影響を検証し、２割特例を含む負担軽減措置の継続・拡充・免税事業者との取引継続に係る経過措置の拡充、ならびに制度の必要な見直しを求める意見書」の提出を求めるものです。

なお、本件は第２回定例会において本委員会に付託され、さらに調査、研究する必要があったことから、閉会中の継続審査となったものであります。

当日は、参考人を招致し、意見聴取を行いました。

また、本件については、項目別採決を希望するとの意見があり、項目別採決について諮ったところ、５対１をもって項目別採決することに決定したことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

１　採択の立場で討論する。

参考人からは、単なる申告手続きの問題ではなく、消費税を上乗せした金額で実際に取引できるのかという、商いの土台に関わるとの指摘があった。建築業、電気工事業などの技術職は、仕入れや外注といった控除すべき経費がほとんどなく、売上そのものが課税ベースになるという実態も報告された。粗利から経費を引いて消費税を捻出するという構造が、そもそも成り立たない業種があるということが分かった。

さらに深刻なのは、制度を適正に運用する仕組みが整わないまま、小規模事業者だけが追い詰められている状況である。建設業では、一人親方などが内容を十分説明を受けないまま、１３桁の番号を書かせて登録させてしまうという証言があった。また、申告書もｅ－Ｔａｘの通知も届かないまま、申告義務があること自体を

認識せずに過ごし、いきなり無申告を指摘されるということ、現在、高齢化が進み圧倒的に不足している、宝である人材の建設技術者や一人親方にしわ寄せがいっていることが、非常に問題だと考える。実際、市の調査でも「わからないため活用していない」との回答が４０．９％にのぼり、規模の小さい事業者ほどこの傾向が強くなっている。参考人の証言にあった建設業の４８％という数字は、このリスクの大きさを裏付けるものと考える。

流山市は女性の創業・就業を後押ししてきた。価格転嫁が十分に行われない中でのインボイス対応の事務負担増は、税負担もあるが、子育てに充てるべき時間そのものを圧迫しかねないリスクも想定される。本請願が求める事務負担・税負担・取引上の不利益の軽減は、本市の創業支援・両立支援の方向性と矛盾せず、むしろその実効性を高めるために重要な視点である。制度の是非への評価は分かれても、本市の施策との整合性を図る観点から、実態調査に取り組む意義は大きいと考える。

２　不採択の立場で討論する。

まず、小規模事業者や個人事業主が、制度への対応に伴い、事務負担や税負担などについて様々な苦労をされていることは認識しており、その負担に配慮し、必要な支援を検討していくことは重要であると考える。また、市内事業者が実際にどのような影響を受けているのかを把握することも、今後の支援策を検討する上で大切なことである。

本請願の趣旨には理解できる部分があり、小規模事業者や個人事業主への配慮が必要であることについては同じ認識である。しかし、国において令和８年度税制改正が成立し、３割特例や７・５・３割控除など、新たな負担軽減措置が既に決定され令和８年１０月から施行される。

従って、現時点ではまず新たな制度の運用状況と市内事業者への影響を見極めることが必要であり、第３項について、現在の状況を踏まえず国への意見書提出を求めることは慎重であるべきと判断した。

がありました。

採決の結果、第１項については５対１をもって、採択すべきものとし、第２項については５対１をもって、採択すべきものとし、第３項については４対２をもって、採択すべきものと決定しました。

次に、議案第６６号「令和７年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。

本案は、歳入は保険料改定により国民健康保険料収入額は増加したものの歳入総額は前年度を下回り、歳出についても保険給付費等の減少により前年度を下回り、

歳入総額１４３億６，７８７万円に対し、歳出総額は１４２億８，０１０万８千円で、差引き８，７７６万２千円の実質収支額を令和８年度へ繰り越した令和７年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　賛成の立場で討論する。

都道府県単位で国民健康保険事業の運営を行う考え方は理解できるものの、千葉県が国民健康保険事業を運営することについて、東葛地域は過度な負担を強いられる。国民健康保険料だけではなく、介護保険料、後期高齢者医療への支援分など、純粋な国民健康保険部分以外にも負担は増大している。現役世代にとって、社会保険料は可処分所得を減らす大きな要因で、保険料というよりも福祉に関する税金と解釈できるといった論点はこれまでと変わらない。

財源確保が厳しい中、担当部局としては一般財源からの繰入れを最大限少なくして、独立採算制を維持することに注力し、健康施策と連動しながら医療費を減らす事業を展開し、市民からの苦情と千葉県からの圧力に挟まれ辛い板挟み状態が加速しているなど、与えられた条件の中で引き続き予算編成から決算に至るまで、やれるだけのことは全部やったといえるだけの材料は持ち合わせていると判断する。

２　２点要望し、賛成の立場で討論する。

国保料賦課収納事業については、被保険者の負担に配慮しながら収納率の向上に努めていること、また、納付が困難な方への丁寧な相談対応を行っていることを高く評価する。引き続き負担能力に応じたきめ細やかな対応に努められたい。

特定健康診査等事業については、受診勧奨をはじめ、受診率向上に向けた取組を進めていることや、重複服薬の適正化や人間ドック・脳ドックへの助成など、疾病の早期発見や医療費適正化につながる取組を進めていることを高く評価する。

これらの取組を今後も継続して充実させることを期待し、被保険者が安心して国民健康保険制度を利用できるようにするためにも、健康づくりや疾病の早期発見、将来の医療費適正化につながる取組を、一層推進することを要望する。

３　１点要望し、賛成の立場で討論する。

令和７年度決算では、課題であった一般会計からの赤字繰入、法定外繰入が大幅に圧縮された。これは、後期高齢者支援金分を中心とした保険料改定、被保険者所得の上昇、所得割の設定強化との連動、国・県補助金、保険基盤安定負担金等の増加、県への事業費納付金の減少という複数の要因が重なった結果であり、独立採算という特別会計の原則に着実に近づく決算内容として評価する。

一方で、保険料改定により、現役の子育て世代では年間約１０万円弱の負担増が

生じており、赤字解消の裏側で現役世代の負担が重くなっている点は留意すべき課題である。以上を踏まえ、令和７年度決算は、赤字繰入の圧縮という財政健全化の成果が明確に表れたものであり、現役世代の負担軽減という課題は今後の議論に委ねることを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第６４号「令和８年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」について報告します。

本案は、令和７年度決算額の確定に伴う繰越金や、医療給付費分事業納付金の追加など所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ５，１０２万２千円を増額し、１４７億５，３８４万８千円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第６７号「令和７年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。

本案は、後期高齢者医療広域連合納付金の増加により歳入歳出とも前年度を上回り、歳入総額３５億９，０２９万４千円に対し、歳出総額３３億５，０２５万９千円で、差引き２億４，００３万５千円の実質収支額を令和８年度に繰り越した令和７年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものです。

審査の過程における討論として、

１　１点指摘し、賛成の立場で討論する。

現役世代で、国民健康保険料を支払いながらも後期高齢者負担分を支払う立場である。社会保障費増大の要因として、医療・介護分野のすみ分けと情報共有、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者負担分、徴収の方は一元化しているのに、サービス分野では、まだやや縦割りの弊害が残っている感がある。サービスを受ける側のニーズとサービスを供給する側の論理にずれがややある、といった大きな課題がある。

いずれもすぐに答えが出てくるわけではない、民主主義のプロセスとして議論に時間がかかることもあり、今回は論点のみ指摘する。

２　賛成の立場で討論する。

後期高齢者医療制度は、被保険者保険料約１割、現役世代支援金約４割、公費約５割で支えられており、高齢化に伴う給付費増加は現役世代負担の増加に直結する

構造にある。国は高齢者負担率の引き上げ、１１．７２％から１２．６７％により負担バランスを調整しており、今後も能力に応じた負担のあり方の議論を注視していく必要がある。

令和７年度決算は、こうした制度のもと広域連合納付金の納付など必要な事務が適正に処理されたものである。

３　１点要望し、賛成の立場で討論する。

後期高齢者医療制度の被保険者数が年々増加している中、資格確認書等の引渡しなどの事務を適正に執行していることを確認した。

本市における１人あたり医療費が増加傾向にあるため、引き続き、保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費適正化に向けた取組を実施することを要望する。

がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第６５号「令和８年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」について報告します。

本案は、令和７年度決算額の確定に伴う繰越金や、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するなど所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に、それぞれ２億２，５０３万６千円を増額し、４２億６，１５９万円とするものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

都市建設委員会委員長報告書

令和８年１０月６日

都市建設委員会に付託されました議案８件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第７５号「市道路線の認定について」について報告します。

本案は物流センター開発及び地域貢献施設開発によるもの３路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

市道認定する際、出来上がった道路に施工不良などがないかも確認して認定するものと考える。よって現在工事中の市道路線認定議案には反対する。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第７２号「令和７年度流山市水道事業会計決算認定について」について報告します。

本案は収益的収支では営業収支で３億９，５４４万５千円、営業外収支で２億３，２９８万円の利益が生じたことから６億２，８２７万円の純利益を計上することができた一方、資本的収支では、井戸の更生工事などの自己水源の改修や、配水管の改良及び拡張工事並びにおおたかの森浄水場新設配水池築造事業等を行った結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１８億２，２２５万５千円が生じましたが、この不足額は、積立金及び損益勘定留保資金などで補填したものです。

審査の過程における討論として、

１　反対の立場で討論する。

２４時間、３６５日、休みなく安全な水の供給のために奮闘されていることに敬意を表する。しかし、つくばエクスプレス沿線への過大投資は継続されており、インフラ整備としての水道事業が過大な負担となりかねない。

２　１点要望し、賛成の立場で討論する。

令和７年度の水道事業は、年度末給水人口２１万５，０９２人となり、前年度から２，５６５人増加している。また、年間給水量は２，０４５万８，４６６立方メートル、年間有収水量は１，９４２万８，７３２立方メートルとなるなど、人口増加が続く本市において、市民生活や都市活動を支える重要なライフラインとして、安定した水道水の供給が行われたものと評価する。今後は、人口動態の変化、施設・管路の老朽化、物価や人件費の上昇など、水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しくなることが予想される。安全で良質な水道水を将来にわたって安定的に供給するためには、単年度の収支のみを見るのではなく、中長期的な視点に立ち、経営基盤の強化、老朽施設の計画的更新、管路の耐震化、有収率の向上などに継続して取り組むことが不可欠である。令和７年度決算については、人口増加に対応しながら安定給水を継続するとともに、必要な建設改良事業や企業債の償還を実施し、健全な事業運営に努めたものと評価する。

今後とも、市民生活に欠くことのできない水道事業の安全性、安定性、そして持続可能性の確保に一層取り組むことを要望する。

３　１点要望し、賛成の立場で討論する。

本決算において、管路の耐震化率は約６５％と全国平均を大きく上回り、安全な水の安定供給に向けた着実な前進を高く評価する。

一方で、既成市街地における老朽管の更新需要は今後さらにピークを迎える。

資材費やエネルギー価格の高騰が続く中、資本的収支の不足分を補填する内部留保資金の計画的な活用と、投資の平準化を強く求める。

今後は、避難所や医療機関など重要施設への供給ラインの耐震化を最優先としつつ、将来世代に過度な負担を残さない強固な財政運営を要望する。

４　１点要望し、賛成の立場で討論する。

水道事業は、市民生活と都市活動を支える最も基本的なライフラインであり、２４時間３６５日、安全で安定した水道水を供給することが求められている。

令和７年度においても、人口増加が続く本市の状況に対応しながら、老朽化した水道管の更新、耐震化、施設の維持管理などに取り組み、安定給水の確保に努められたことを評価する。

特に、近年は能登半島地震や八潮市における道路陥没事故など、インフラの老朽化や災害への備えが改めて問われている。

こうした中で、管路について単に布設年数だけを見るのではなく、劣化状況や重要度、社会的影響などを踏まえて優先順位を付け、計画的に更新していくことは、市民の生命と暮らしを守る上で重要な取り組みである。

また、物価や資材価格、人件費の上昇など、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している状況においても、適正な維持管理と事業の効率化を図りながら、健全な経営に努めていることについても評価する。

一方で、今後は施設や管路の老朽化がさらに進むことが見込まれることから、更新需要の増大に対応するための財源確保と、将来世代に過度な負担を残さない持続可能な経営の両立が重要となる。

そこで、今後の事業運営にあたっては、管路更新について、重要度や老朽度を踏まえた優先順位を明確にし、計画的に更新を進め、財政状況を十分に見通し、持続可能な水道経営に努めることを要望する。

市民にとって安全・安心な水道を将来にわたって維持することは、水道事業者として最も重要な責務である。

がありました。

採決の結果、５対１をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第７３号「令和７年度流山市下水道事業会計決算認定について」について報告します。

本案は収益的収支では営業収支で８億５，５５６万５千円のマイナスとなりましたが、営業外収支で９億４，３０５万６千円の利益が生じたことから、１億７，０８２万４千円の純利益を計上することができた一方、資本的収支では、江戸川左岸及び手賀沼流域の下水道整備や運動公園周辺地区の汚水管及び雨水管整備等を行った結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額８億９，８２０万１千円が生じましたが、この不足額は、前年度繰越工事資金及び損益勘定留保資金などで補填したものです。

審査の過程における討論として、

１　１点指摘し、反対の立場で討論する。

まず、市民生活に不可欠な下水道の整備・維持管理、そして先般の千葉豪雨などの災害への対応に感謝申し上げる。

下水道は令和６年度で既成市街地概成となり、本来経営は安定化に向かう時期であるはずが、流域下水道維持管理負担金の値上げ、老朽管路の更新、物価高騰を理由に利用料の値上げが予定されている。しかし、今予定されている老朽管路の更新・ストックマネジメントは、歴史の古い５団地のコミュニティプラントであり、これはまちづくりの課題として一般会計

で負担すべきものとの意見もあることを指摘する。
　また、つくばエクスプレス沿線開発のために、過大なインフラ整備を余儀なくされており、これについては反対とする。
　最後に、国が補助金の要件としてウォーターＰＰＰ導入検討を自治体に押し付け、導入を強要するようなやり方は、地方自治の破壊であり、市民と市職員が積み上げてきた下水道経営への攻撃だと抗議する。
２　賛成の立場で討論する。
　令和７年度の下水道事業は、本市の人口増加や市街地の拡大に対応しながら、生活環境の向上、公共用水域の水質保全、さらには浸水対策など、市民生活を支える重要な都市基盤として、安定した事業運営に努められたものと認識している。
　下水道施設の老朽化が進む中で、今後も管渠や施設の更新、耐震化、浸水対策などに多額の財源が必要となることが見込まれる。将来にわたり持続可能な下水道事業を維持していくためには、計画的かつ効率的な更新投資が一層重要となる。
　当年度純利益が黒字であるということだけではなく、下水道使用料を中心とした本来の事業収益と費用のバランスを中長期的な視点で検証していく必要がある。
　令和７年度決算については、下水道普及率、水洗化率及び有収率の向上が図られ、一定の純利益を確保するとともに、必要な施設整備や更新に取り組むなど、概ね適正かつ着実な事業執行がなされたものと評価する。
　今後も安全・安心で持続可能な下水道事業の運営に努められることを期待する。
３　１点要望し、賛成の立場で討論する。
　本決算において、水洗化率は９３％台で高止まり・微増傾向であり、汚水処理体制の維持に努め、市民生活と良好な下水道環境を維持した事業運営を評価する。
　しかしながら、本事業は過去の集中整備に伴う多額の企業債残高と重い元利償還金を抱えており、物価高や電気料金高騰による汚水処理原価の上昇も経営を圧迫している。
　今後は、一般会計繰入金に過度に依存することなく経費回収率の健全化を図るとともに、初期ストックの老朽管渠に対するストックマネジメントを徹底し、道路陥没などの事故防止と投資の平準化を強く要望する。
４　１点要望し、賛成の立場で討論する。
　下水道は、市民の衛生的で快適な生活を支えるとともに、浸水被害の軽

減や公共用水域の水質保全にも大きく寄与する重要な社会基盤である。
本市では、人口の増加に伴い下水道処理人口も増加しており、下水道使用料についても一定の収入増が見込まれる一方、施設や管路の老朽化が進み、今後の更新需要が増大することが見込まれている。
また、近年の物価高騰、資材価格や人件費の上昇に加え、千葉県に支払う流域下水道維持管理負担金についても増加するなど、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。
そのような中にあって、令和７年度においても、下水道施設の適切な維持管理や管路の更新、浸水対策等に取り組み、安定した下水道サービスの提供に努められたことを評価する。
特に、今年８月に起こった千葉豪雨による冠水などを契機として、下水道管路の老朽化対策や耐震化の重要性が改めて認識されている。
本市においても、老朽化した管路等について、緊急性や重要性を踏まえた計画的な更新を進めるとともに、災害時においても下水道機能を維持できる体制を構築していくことが重要である。
一方で、令和７年度の事業運営においては、水道事業会計からの借入れや内部留保資金等を活用するなど、経営面で厳しい状況への対応も行われている。
下水道事業は、市民生活に不可欠な事業である一方、その費用を将来にわたって市民が負担していくことを考えれば、単に施設整備を進めるだけではなく、事業の効率化と経営の健全化を同時に進める必要がある。
したがって、今後は、老朽化した下水道管路や施設について、リスクや重要度を踏まえて優先順位を明確にし、計画的な更新を進めていくことが重要である。その上で、将来世代に過度な負担を残すことなく、安全で安定した下水道サービスを継続していくため、施設の適切な更新と経営の健全化を両立していくことを要望する。
以上、市民生活を支える下水道機能の維持に努めたものと評価する。
がありました。
採決の結果、５対１をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。
次に、議案第６９号「令和８年度流山市水道事業会計補正予算（第２号）」及び議案第７０号「令和８年度流山市下水道事業会計補正予算（第１号）」の以上２件は関連がありますことから、一括して審査しました。
一括審査した議案２件については、上下水道管の維持管理システムを構築するための業務委託料を追加するもので、水道事業費用に４１２万円を

追加し、収益的支出の総額を３６億２，１１２万２千円とするものです。
審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第６９号及び議案第７０号の以上２件は、いずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第７１号「令和７年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」について報告します。
本案は清算金の徴収などの推進を図った結果、歳入総額１，６７６万９千円に対し、歳出総額は２９８万１千円となり、さらに翌年度へ繰り越すべき財源として６８２万６千円を差し引いた６９６万２千円の実質収支額を令和８年度へ繰り越したものです。
審査の過程における討論として、
１　１点指摘し、反対の立場で討論する。
２８年かかった事業がいよいよ終わりに近づいているが、財政力の小さい本市が巨額の投資をして取り組むべき事業ではなく、しっかり総括すべきと指摘する。
がありました。
採決の結果、５対１をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。
次に、議案第６８号「令和８年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）」について報告します。
本案は令和７年度決算額の確定に伴う繰越金や、一般会計への繰出金の追加など所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算にそれぞれ６０５万８千円を追加し、総額を７１２万６千円とするものです。
審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。
最後に、議案第７４号「流山市景観条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。
本案は景観法の改正に伴い、引用条文の整理を行うものです。
審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上

議会運営委員会委員長報告書

令和８年１０月６日

議会運営委員会に付託されました陳情１件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第１６号「委員会傍聴中の議員によるハンドサインについて、議会としての検討及び見解の明確化を求める陳情書」について報告します。

本件は、傍聴議員によるハンドサインについて、流山市議会自身が既存規則及び委員会制度との関係を検討し、その判断、根拠及び今後の取扱いを市民に明らかにすることを求めるものです。

また、本審査の過程において議員間の自由討議が行われたことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

１　不採択の立場で討論する。

今回の陳情により指摘されていることは、委員長の議事整理権や秩序維持権の範囲であると考えている。

また唯一、疑念のあった、オンラインでのやりとりをしているのではないかということについても、当人から明確に行っていないと発言があった。

２　採択の立場で討論する。

陳情項目１、議会としての見解を明らかにすること、として３点指摘されている。立場や考え方の違う内容はあるものの、委員会運営上の位置づけを求めていることは拒む立場ではない。１点目、議員のハンドサインについて、流山市議会会議規則第１５３条及び第１１７条その他の既存規則との関係性を検討、については、議事の妨害や言動に対する判断として、第１に、正副委員長及び事務局も気が付かず議事は進行されていた、第２に、他委員によるその場での指摘もない、第３に、議事の中断も発生していないことから、議員によるハンドサインは問題無しと捉えている。２点目、第１５３条への該当性については、該当有無を決めるのは正副委員長を含む委員会であり、逆に、第三者による委員会審査への介入の方が問題と考える。３点目、委員会運営上の位置付けについて、どこまでが許容されるべき範囲かについては、議会運営委員会で新たに協議し、明示を求められるのであれば、明示すべきと考える。しかしあくまでも会派制を取る

流山市議会基本条例上、質疑は会派を代表するものであり、委員の発言や質疑で漏れや重大な誤りがあれば、会派として議事進行の妨害にならない範囲で訂正、是正することはありえると考えている。

次に陳情項目２、委員本人による質疑と委員外議員による質疑形成への関与との境界及びその許容範囲を明らかにする、については２点指摘がある。課題はあるが、自会派の捉え方だけで判断するべきではなく、他会派とも胸襟を開き協議することを拒むものではない。１点目、委員会運営上許容される行為と判断する根拠の明示、については、議事の妨害、委員長の議事整理権及び委員による指摘に基づく議事中断の可否で判断されるべきものと考える。２点目、質疑形成への関与との境界及び、その許容範囲の明示、については、まず前提として、質疑の形成過程では委員と会派で作成するため、境界や許容範囲は一切ないと考える。ただし質疑の際は、基本、委員に委ね、練り上げた質疑を行うことが原則であり、漏れや重大な誤りがある場合は訂正、是正することは議事の妨害にならない範囲で許容されるべきと捉えている。

陳情項目３、多治見市議会を先行事例にした本件の位置付け、については、まず何をもって先行事例とするか疑問であり、少なくとも陳情項目に記載されている禁止規定は、先行事例とは捉えていない。また各市議会には各市における歴史と、それぞれが歩み寄り導き出した議会環境があり、その環境に対する市民の理解の下に成り立っており、基本、全国市議会議長会から示された運営上の注意点を各市議会の判断で取り決め、ルールを作成してきたと捉えているため、指摘には当たらないものと考える。

最後に陳情項目４、委員外の傍聴議員が審査中の質問の補完、発言の修正等影響を及ぼすことを目的とした意思伝達の許容範囲と境界の明示、については３点の指摘がある。１点目、全ての傍聴議員への同じ取扱い、については、その傍聴議員が会派に所属するかどうか、同会派から委員を選出しているかどうかによるため、そもそも同じ取り扱いにはなりえないと捉えている。そもそも本会議における議案質疑は全議員に認められており、本来は本会議場で質疑するべきもので、会議規則第１１７条は特別に許された限定的範囲であり、議事日程を守り、付託された各議案の審査に影響してまで委員外議員の質疑を認めたものではないと捉えている。２点目、会議録に記録されない形で質疑形成に関与することと委員会審査の透明性との関係整理、については、ハンドサイン等の有無により委員会審査の透明性の有無や高低が決まるとは捉えていない。そもそも関係整理は不要であり、できないと捉えている。

陳情項目３及び４は、当会派の考え方として述べたものであり、他会派と共通した捉え方とは言い切れない。陳情全体では課題や問題はあっても、真正面から議論すべきものは議論し、ルールを明示しなければ何をやっても構わないという立場に立つのが市民から負託された議員なのかという忸怩たる思いがある。明示できるものは明示していく時代でもあり、その変化に柔軟に対応するべきと考える。

がありました。

採決の結果、１対３をもって、不採択すべきものと決定しました。

以上

決算審査特別委員会委員長報告書

令和８年１０月６日

決算審査特別委員会に付託されました議案第７６号「令和７年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について」、審査の経過及び結果を報告します。

本委員会は、去る９月１１日の本会議において設置され、同時に議案第７６号を付託されたものです。同日、第１回目の特別委員会を開催し、委員長に私、近藤みほが、副委員長に戸辺滋委員が選任されました。

同月１８日から延べ４日間にわたり委員会を開催し、慎重な審査を行ったものです。

採決の結果、３対１をもって、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

審査後、別紙のとおり、各委員より４５項目にわたり、執行部への指摘要望事項が提出され、１０月２日には、協議会及び委員会を開催し、３４項目にわたる議会全体の合意事項をまとめたところです。

市当局においては、これらの指摘要望事項及び議会全体の合意事項を来たる令和９年度予算編成に当たり真摯に受けとめられ、今後の行財政運営に万全を期されることを望みます。

以上